

応用美術と著作権

—知財高裁平成27年4月14日判決を題材に

弁護士 草地 邦晴

1 応用美術と著作権法上の問題点

人の創作活動により作り出される美的創作物には、専ら鑑賞を目的とする純粋美術と、実用・産業上の利用に供される応用美術があるとされており、応用美術が「美術」の著作物として著作権法上保護されるか否かという問題は、立法当時から議論が行われてきた論点である。工業所有権法で「意匠」は「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」(意匠法2条)と定義されており、応用美術は意匠法による保護を受けうるため、著作権法による保護との調整という問題が意識されたためである。

結局、現行著作権法は、美術の著作物について「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」(著作権法10条1項4号)と定義し、「この法律にいう『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする」(同法2条2項)としたものの、その他に応用美術に関する規定はおかなかった。そのため、この問題は後の解釈に委ねられる形となったが、立法過程における審議会の答申では、量産品のひな形または実用品の模様として用いられることを目的とするものなどは、意匠法等工業所有権制度による保護に委ね、純粋美術としての性質をも有する場合には美術の著作物として取り扱われることが説明されていたようであり、これがその後の議論にも影響を与えてきたとされる。¹

2 応用美術に著作権法の保護は与えられるか(学説の状況)

著作権法の保護が与えられる応用美術については、2条2項にいう「美術工芸品」に限定するという立場(限定説)もあるようであるが、これに限定されず著作権法による保護を受けうるという立場(例示説)が多数説とされている。

意匠法との棲み分けについては、両法による保護は独立に検討すればよく、重複適用にも支障はないと考える立場もあるが、一般的には、意匠権と著作権はいずれも創作に係わるものであることや、意匠権として

の保護には出願審査と登録が必要で、保護期間も20年であるところ、著作権としての保護には登録は必要なく、著作者人格権や支分権も発生し、保護期間も50年と長いことから、知的財産法全体の中での整合性のとれた適用関係を考慮することが必要と考えられてきた。

例えば、「著作権法で保護されている純粋美術と同視できるものであると解すべき」「応用目的が存してもなお著作権法の保護を受けるに足るプラス a がある応用美術に限り著作物として認知すべきであり」「ここでいうプラス a とは、著作者人格権、翻案権・貸与権等の支分権、長い保護期間等を認めることにより利用・流通の妨げになってもなお著作権法を適用する必要性が高い場合と解すべき」とするもの²や、「美術の著作物として法的評価をするに『相応』の美的創作物に対して、著作権法を適用することを重視すべき」「両方制度の相違に照らし、当該美的創作物を著作権制度により保護することにより、不合理な弊害事象を惹起する可能性の有無を考慮して、この相応性が評価されるべき」とするもの³等があり、応用美術の著作権保護については、一定の高いハードルを設ける考え方が多数説となっていた。

3 応用美術を巡る裁判例の動向(1)

裁判例においても、言い回しの差異はあるものの、概ね応用美術は原則として意匠法による保護を受けるべきものであり、「純粋美術としての性質」「純粋美術と同視しうる程度の美的創作性」「純粋美術と等しく美術鑑賞となりうる程度の審美性」などが認められる場合に著作権法上の保護が与えられると解されてきた。例えば、高裁レベルの判決例では、次のようなものがある。

(1) 木目化粧紙事件(東京高裁平成3年12月17日判決⁴)

「応用美術のうち、例えば実用品の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものは、本来、…意匠法によって保護されるべき」であるが、「実用品の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものであっても、例えば著名な画家によって製作されたもののように、高度の芸術性(すなわち、思想又は感情の高度に創作的な表現)を有し、純粋美術としての性質をも肯認するのが社会通念に沿うものであるとき」は、美術の著作物に該当する。

(2) ファービー事件(仙台高裁平成14年7月9日判決⁵)

応用美術は「現行著作権法上は原則として著作権法の対象とならず、意匠法等工業所有権制度に

よる保護に委ねられていると解すべき]であるが、「純粋美術と同視できる程度に美術鑑賞の対象とされると認められるもの」は著作権法上保護の対象となる。「美術の著作物といえるためには、応用美術が、純粋美術と等しく美術鑑賞の対象となりうる程度の審美性を備えていることが必要である」

(3) チョコエッグ・フィギュア事件(大阪高裁平成17年7月28日判決⁶⁾)

「応用美術であっても、実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となるだけの美術性を有するに至っているため、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粋美術と同視しうる程度の美的創作性を具備していると評価される場合は、『美術の著作物』として、著作権法による保護の対象となる場合がある」

4 応用美術を巡る裁判例の動向(2)

こうした基準のあいまいさ、抽象性については、批判もあったが、下級審ではこうした基準によりながら、個々の事案ごとの特殊性も加味して結論を導いており、近時の知財高裁においても基本的にこれらの考え方が踏襲されているように見受けられた。

(1) 知財高裁平成26年1月22日判決⁷⁾

「本件図柄は、あくまでも広告看板用のものであり、実用に供され、あるいは、産業上利用される応用美術の範ちゅうに属するというべきものであるところ、応用美術であることから当然に著作物性が否定されるものではないが、応用美術に著作物性を認めるためには、客観的外形的に観察して見る者の審美的要素に働きかける創作性があり、これが純粋美術と同視し得る程度のものでなければならぬと解するのが相当」

(2) 知財高裁平成26年8月28日判決⁸⁾

「一品制作の美術工芸品と量産される美術工芸品との間に客観的に見た場合の差異は存しないのであるから…量産される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞目的のために制作されるものであれば、美術の著作物として保護される」「実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、…当該部分を上記2条1項1号の美術の著作物として保護すべきであると解すべき」「他方、実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分

を把握することができないものについては、…同号における著作物として保護されない」

5 知財高裁平成27年4月14日判決⁹⁾

こうした中で、知財高裁は、被告の製造販売する製品形態が、原告らの製造等に係る大量生産されている幼児用の椅子「TRIPP TRAPP」の形態に酷似し、原告らの著作権を侵害すると主張して提起された訴訟に対し判決を言い渡した(以下「本判決」という。不競法等他の論点もあるが本稿では割愛する)。

原審(東京地裁平成26年4月17日判決¹⁰⁾)は、応用美術が著作権法の保護を受けるためには「著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要すると解するのが相当である」と判示して著作物性を否定しており、従前からの裁判例や学説に沿った考え方が示されていた。

ところが、本判決は、著作物として著作権法上の保護を受けるためには、当該表現が、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならぬ(表現が平凡かつありふれたものである場合は「創作的」な表現ということとはできない)と述べつつ、

- ① 著作物性の要件として、「応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり(括弧内略)、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべき」
- ② 意匠法との関係について、「著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり(括弧内略)、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。」「加えて、…一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。」とし、「応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し難い」とした。
- ③ その他被控訴人の主張に対しては、「『美的』とい

う概念は、多分に主観的な評価にかかるもので…判断基準になじみにくい」「応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるので、その表現については、同機能を発揮し得る範囲内のものでなければならない。応用美術の表現については、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、したがって、応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものにとどまることが想定される。」「応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い」等と述べた。

6 本判決についての考察

(1) 本判決においては、①著作権保護の要件に関して、純粹美術としての性質や美的鑑賞の対象といった言葉は用いられておらず、「個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否か」を著作物性の要件として検討している。そこでは、個別具体的な創作性の有無は問題とされるが、平凡でありふれた表現が著作物性を有しないことは応用美術に限る問題ではないから、応用美術を特別視せず、一般的な著作物性の要件の中で論じているものと考えられる。

さらに、この問題で常に意識されてきた、②意匠法との関係に関し、排他的あるいは優先的關係は認められないとし、重複適用を認めても弊害がないと論じており、この点でも従前の学説や、裁判例とは異なる立場をとっていると見ることができよう。

(2) もっとも、そうすると、現行著作権法の立法意思に沿った解釈と言えるのか、また、意匠権で保護されない、あるいは保護が終了した応用美術の表現が、著作権での保護を受けうることで、意匠の保護のみならず産業の発達という目的をも有する意匠法の趣旨が損なわれるのではないかとの疑問も生じる。

本判決は、この点にも配慮してか、このように解しても著作権保護の範囲は比較的狭いものにとどまることが想定され、弊害は生じないものであることなど、被控訴人の主張（従前からの多数説）に対して、丁寧に論じようとしているように見受けられる。うがった見方をすれば、①のように解しても、応用美術において創作性を有するものとして著作物性を認められる場合は狭く、結論的には、従前の考え方をとった場合と大きく変わるところがないということを示唆しているようにも思われる。

(3) しかし、本判決は②意匠法との関係について、従前の枠組を踏み出そうとしていることが伺え、著作権の保護が与えられる範囲についても、①の解釈・基準を前提とすれば、従前よりも広く認めざるを得なくなるように思われる。実際、本判決では、1審では否定され、また、被告を異にする同じ椅子に関する別事件（東京地裁平成26年4月17日判決¹⁾）でも否定されていた、本件椅子の著作物性が、一部とはいえ認定されている。

そうすると、今後こうした判断の枠組が採用されるとすれば、応用美術の著作物性については、実務的にも影響を受けることが考えられる。

(4) 本判決は、結論としては、著作物性は一部認められたものの、侵害が否定されて、控訴は棄却となった。

しかし、その判示したところは、応用美術を巡る論点に一石を投じたことは間違いがなく、本判決の射程をどのように捉えるのか、また、前記した知財高裁の判事事項との整合性、そしてそもそもの解釈論に変更が加わっていくのか等、今後活発な議論が予想されるところであり、実務的にも注目される。

- 1 知的財産法の理論と実務 第4巻『著作権法・意匠法』（新日本法規出版 編集牧野利秋他 「3 著作権法による応用美術の保護」 榎戸道也 33頁～）
- 2 著作権法（初版）（有斐閣 中山信弘著 145頁～）
- 3 詳解著作権法（第4版）（ぎょうせい 作花文雄著 146頁～）
- 4 判例時報1418号120頁～（原審：東京地裁平成27年7月20日判決）
- 5 判例時報1813号150頁～（原審：山形地裁平成13年9月26日判決）
- 6 判例時報1928号116頁～（原審：大阪地裁平成16年11月25日判決）
- 7 最高裁HP（裁判例情報）から ワイナリーの広告看板に関する事案
- 8 判例時報2238号91頁～（原審東京地裁平成25年7月19日判決）
ファッションショーにおけるモデルの化粧、衣服の選択、動作等の著作物性等が争いとなった。なお、この判決のとらえ方については様々あるようであるが、判例時報解説は、従前の最高裁判決と下級審判例を踏まえて詳細に判示したものと捉えている。
- 9 最高裁HP（裁判例情報）から

-
- 10 最高裁HP(裁判例情報)から
 - 11 最高裁HP(裁判例情報)から